令和3年宇治田原町重大事件等調査特別委員会

令和3年9月13日 午前10時57分開議

議事日程

日程第1 付託議案審査

委員長

副委員長

議案第48号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改 正する条例を制定するについて

日程第2 その他

1. 出席委員

1番	浅	田	晃	弘	委員
5番	Щ	内	実賃	貴子	委員
2番	原	田	周	_	委員
3番	宇包	上美	ま	り	委員
4番	Щ	本		精	委員
6番	上	野	雅	央	委員
7番	藤	本	英	樹	委員
8番	森	Щ	高	広	委員
9番	馬	場		哉	委員
10番	榎	木	憲	法	委員
11番	今	西	利	行	委員
12番	谷	П		整	委員

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

 町
 長
 西谷信夫君

 副
 町長
 山下康之君

 都市整備政策監
 星野欽也君

 総務担当理事
 奥谷明君

建設事業担当理事 垣 内 文 君 清 君 教 育 次 長 野 田 泰 生 総 務 課長 青 紀 君 山 公 総務課課長補佐 君 西 尾 岳 士 企 画 財 政 課 長 君 村 山 和 弘 学 校 教 育 課 長 馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 太 田 智 子 君

開 会 午前10時57分

○委員長(浅田晃弘) 本日は、予算特別委員会に引き続き大変ご苦労さまでございます。 本特別委員会は、9月6日の開会日に上程され、付託されました議案第48号、宇治 田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、 お手元に配付いたしました日程表により審査を行うことといたします。

委員各位の慎重な審査をお願いいたします。

本日の委員会において、不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査 を行うことといたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ありがとうございます。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 重大事件等調査特別委員会開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上 げます。

本委員会を開催するにあたりまして、まずもって、浅田委員長様、また、山内副委員 長様におかれましては、大変ご苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いを申 し上げます。

本日の重大事件等調査特別委員会では、昨年12月に本町元職員が逮捕、起訴された 重大事件に関しまして、その後、有罪判決が確定し、さらには、今般、第三者委員会に よる調査報告書が提出されたことを踏まえまして、町長、副町長の自戒措置として、後 ほど説明させていただきますが、ご提案をさせていただいておるところでございます。

委員の皆様におかれましては、慎重なご審査を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長(浅田晃弘) ありがとうございました。

ただいまの出席委員数は12名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の重大事件等調査特別委員会を開きます。

これより議事に入ります。

日程第1、付託議案審査について。

議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、昨年12月に本町の元職員が逮捕、起訴された重大事件に関しまして、その後、有罪判決が確定し、さらには、今般、第三者委員会による調査報告書が提出されたことを踏まえ、職員を任命し、管理監督する立場である特別職としての責任を重く受け止め、町長及び副町長の給料について、今回の重大事件における自戒措置として、新たに減額の追加を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6カ月間、特別職の 給料月額について、町長15%、副町長10%、さらに減額するものであり、現在の厳 しい財政状況を踏まえ、町議会議員の皆様とともに行っている財政対策の減額措置分と 合わせ、本期間について、町長25%、副町長17%の減額率とするものでございます。

今回の自戒措置に伴う減額率を、町長15%、副町長10%といたしました理由につきましては、職員を管理監督する責任として、町長、副町長ともに10%の減額率という基本的な考えのもと、さらに、第三者委員会の調査報告書にもあるように、多岐にわたるご指摘を受けたことについて、町長の職にあった最高責任者として、私の責任はさらに重いと受け止め、5%を上乗せし、15%の減額率としたところでございます。

以上、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

- ○委員長(浅田晃弘) 説明が終わりました。
 - これより質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。今西委員。
- ○委員(今西利行) 今、町長がおっしゃっていただいたように、職員を任命し、管理監督の立場である管理職の責任は重く受け止めるというお話がございました。

私のほうから2点、申し上げたいと思います。

1点目ですが、町の幹部職員として、また、さらには特命担当として、また、この前の委員会でも明らかになりましたが、特命担当でないときも様々な町の重要な事業に当たらせてきた任命責任、そして、町長もおっしゃいましたように、管理監督責任は大変重いものがあると思います。

もう1点目ですが、この間、第三者委員会の報告にもありましたように、業者Dが町長らに直談判し、町当局が調べ、光嶋ら関係者が否定していたので、光嶋に対して、設計図書の漏洩ではなく、文書管理懈怠を理由とした文書注意で終わっているというふうな報告ありました。

これはあまりにも私は甘い対応と言わざるを得ないし、認識が甘かったとしては済ま

されないものではないかと考えます。

結果として、不正を見逃した責任は重大というふうに考えますが、この辺り、再度ちょっと見解を求めます。

- ○委員長(浅田晃弘) 西谷町長。
- ○町長(西谷信夫) 幹部職員ということで、特に特命等々重い仕事を任していたという こと、また、外部通報について、あったものの内部の調査が結果的には甘かったという、 そういうふうについては、以前の委員会でも申し上げておりますとおり、大変重く受け 止め、また、反省をしておるところでございまして、今後はそういうことのないように、 通報制度等々も徹底する中で、再発防止に取り組んでまいりたいというふうに思います ので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) 今西委員。
- ○委員(今西利行) したがって、私は、今回の改定については、今、答弁ありましたけれども、この重大な責任に見合った給料の減額ではなくて、もっと引き下げるべきであると、これは私の考えですけれども、そういう意見を申し上げておきたいと思います。 以上です。
- ○委員長(浅田晃弘) ほかに。馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 今、今西委員からも質問があったところに関連するんですけれども、 事業者Dによる告発があった後、告発を調査されて、翌年の平成30年3月31日付で 文書懈怠の注意をされたというふうに、前回の委員会でもお伺いしたんですけれども、 今後、不正再発防止策等々の素案もまとめられる中で、いわゆる組織としての運営も問 題があれば変えていかなければいけないと思うんですけれども、当時、平成30年3月 31日付で文書管理懈怠を理由にして文書注意をされたことについて、我々も知らなか ったんですが、その公表されなかった理由については何かあるんでしょうか。
- ○委員長(浅田晃弘) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 公表しなかったというところにつきましては、宇治田原町職員 の懲戒処分等の公表基準というものがございまして、これにつきまして、地方公務員法 の29条、それに規定する懲戒処分を行った場合の処分について公表するというところで、定めておりますので、今回、今ありましたように、文書注意というところで公表は しなかったところでございます。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。

- ○委員(馬場 哉) 今の答弁によると、公表するほどのことではなかったから公表しなかったと、結果的には公表しなかったことについては問題あるかもしれませんけれども、当時としては、公表するほどではなかったから公表しなかったという理解でよろしいですか。
- ○委員長(浅田晃弘) 青山課長。
- ○総務課長(青山公紀) 当時、いろいろ調べさせてもらって、なかなか出てこなかった というようなところで、それと、やはり文書をきちっと管理できていなかったというと ころの注意でございましたので、そういった意味で公表はしなかったというところでご ざいます。
- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) そういう規定があるんやったら、ちょっとその規定の中身について もう少し詳しく資料もらえるか、説明してもらえるかしてもらえますか。
- ○委員長(浅田晃弘) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時09分

- ○委員長(浅田晃弘) 休憩前に引き続きまして、会議を開催いたします。 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 私のほうから述べさせていただきたいと思います。

先ほどの馬場委員のご質問でございますけれども、宇治田原町職員の懲戒処分の公表 基準というのがございます。後ほど、また皆様方にご配付させていただきたいと思いま すけれども、お聞きいただければと思うんですけれども、要は、任命権者は次の各号の いずれかに該当する懲戒処分を行った場合は、原則公表するものとする。

2つございまして、職務遂行上の行為、またはこれに関連する行為に係る懲戒処分。 2つ目が、職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職または停職の処分。これ に該当すれば公表するということになります。

そうしたときに、今回の対応がどうやということになってこようかと思いますけれども、以前も述べたかとは思いますが、外部からの指摘を受けまして、内部で調査をいたしましたところ、文書、要は設計図書の一部が業者さんに渡っていたという事実は明らかになったのですが、この元職員にも聞きました。また、業者さんにも聞き取り調査をいたしましたが、結局、どこから出てきたのか、町が渡したものなのか、業者さんが何かで入手されたものなのかすら分からなかったと。

したがって、処分の概要としては、元職員に対する、元職員が自分で出したとかいうことが分かっておれば、懲戒処分の対象になったかとは思いますが、当時は、要は誰が出したか分からない、ただ、そういう文書が出回っていたという事実だけが判明したということで、誰が出したか、どうやって入手されたかは分からないけれども、そういう公的な文書が外部に出ていたという事実だけが分かった。

それを踏まえて、元職員に対する、お前が渡したんであろうということではなくて、 そういう文書が出ていたということに対して、組織としてそういう文書が出たという文 書管理上の問題であるということで、その文書管理の当時のそのセクションの筆頭の職 員であった部長に対して、組織としてそういう書類の扱いは気をつけろという文書注意 になったということで、この基準で言うところの懲戒処分には当たらなかったというの が事実でございます。

以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 今の説明で公表しなかった理由については分かりましたので、また 後ほど資料で頂戴できるんやったら、その部分は、基準については資料を拝見できたら と思います。

今、理事もおっしゃった、いわゆる文書の管理上の、組織としての管理の不具合というか管理ミスがあったので、組織として光嶋氏に文書注意をしたというふうにお聞きを しました。

その文書注意をされた後、組織として、今後のまとめられる防止策にも関連するかと 思うんですけれども、文書注意した後、組織としてはどういうふうな、ほかの職員に対 してどういうふうに注意勧告したとか、そういうことは当時、もう数年前でありますの で、分かっておられる職員さんがおられるかどうか分かりませんけれども、その当時は 何か、それ以降、いわゆる、しっかり文書管理をしなさいという注意文を職員さんで回 覧したとか、そういう取り組みはしはったんでしょうか。分かりますでしょうか。

- ○委員長(浅田晃弘) 奥谷理事。
- ○総務担当理事(奥谷 明) 私の記憶で誠に申し訳ないんですが、常々、私ども職員管理の観点から、文書の管理も含めまして、例えば、いやしくも業界の方々とのいろんなやり取りの中で、住民の疑惑を招くようなことは厳に慎むべきというのは、常々、いろんな機会を通じて職員には周知しておるところでございまして、この文書が出たからどうやというようなところまでの指導は、個々の指導まではしていないですけれども、

常々、職員研修、また、職員の服務の管理上、定期的にそういう職員への通知はしているというところでございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 馬場委員。
- ○委員(馬場 哉) 分かりました。

今後、不正再発防止策をまとめられるということなので、しっかりよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) ほかに質疑はございませんか。谷口委員。
- ○委員(谷口整) 先ほど、今西委員のやり取りの中で、町長のこの金額少ないと、こういう今西さんのご意見があったんですけれども、私はちょっと違う見方なんですけれども、副町長、町長、10%基本、その上にさらに5%を乗せて、町長は15%減額、それも半年間やるということで。こういうことの事件が起こったときのほかの市町の状況を、あまりそれは参考にはならんのですよ、長が自分の責任はどうやというのは自分で判断して決めはることなんで。それを見たときにも、決して低い措置ではないと思うんです、ほかと比べたときに。

はたまた、町長は特に5%さらに上乗せして、かなり厳しい形の自戒措置をされたということについては、私はこれは妥当だとか妥当でないとか、そういう判断じゃなく、やはり町長自身の思いとしてやられることなんで、それは尊重したいというふうに思っているんです。

先ほど、低いと、もっとやるべきやという意見があったんですけれども、どの程度思うてはるんか、それはちょっと、何かの機会あったら聞きたいと思うているんですけれども、これ私の意見として、町長の思いでこれをされたということについては尊重したいなという思い、意見だけ申し上げておきます。

以上です。

- ○委員長(浅田晃弘) ほかに質疑ございませんでしょうか。原田委員。
- ○委員(原田周一) 今、谷口委員のほうから、この月数のこと含めて減額のこと話があったんですけれども、私も全く同様で、やはり今までの報道とか、いろんな他の事例なんかを見ますと、相当、今回、思い切った、そういうような責任を感じたと。裁判での20万円とか何とかいうような、ああいうような報道の内容からすると、非常に重く受け止められた、そういう形で出てきた内容であるというふうに私も受け止めております。だから、そういった意味では、今回のこの提案に対しては評価したいなというふうに

一応思っております。

以上です。

○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ないようですので、質疑はこれにて終了します。

討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) 異議なしと認めます。

議案第48号の討論を行います。

直ちに討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) 討論なしと認めます。

これより、議案第48号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改 正する条例を制定するについての採決に入ります。原案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(浅田晃弘) 挙手多数であります。よって、議案第48号、宇治田原町長等の 給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、原案どおり 可決すべきものと決しました。

以上で、今回、重大事件等調査特別委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

この審査の結果につきましては、重大事件等調査特別委員会委員長名をもって、委員会報告書を議長宛てに提出いたします。

ただいま審査いただきました付託議案について、9月29日の本会議において討論される方は、討論通告書を9月27日月曜日、午後5時までに議長宛て提出してください。 次に、日程第2、その他を議題といたします。

何かございましたら、挙手願います。谷口委員。

- ○委員(谷口 整) この間、再発防止策等、町から素案が出されて、いろいろと議論の あったところなんですけれども、これについては、また別の機会に議論ができる時間は あるんですか。それとも、もうその他、ここで発言させてもろうてもええんか。
- ○委員長(浅田晃弘) 暫時休憩します。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時32分

- ○委員長(浅田晃弘) 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。谷口委員。
- ○委員(谷口整) 先般の町のほうからお示しをいただいた再発防止素案の中に、組織体制見直し、入札監視事務を行う事務局を新設、これ令和4年4月からということになっておりますけれども、先般、8月4日に行われた入札、宇治田原小学校通級教室等施設整備工事、これが、予算で言えば470万、これ税込みです。だから、入札書の比較価格にすれば430万余りの金額、これで入札をされた結果、8者の指名競争入札で、うち4者はもう既に辞退、多分、金額が合わへんからということだと推測されますけれども、4者が応札したと。うち、一番低いところは448万、あとの3者は600万、700万という、ちょっと金額、余りにもかけ離れた額で入札が行われました。

1回目は当然落ちません。次、2回目をやったところ、448万の最低価格者以外は全て、これまた辞退をされたと。恐らく、割が合わへんからやめとくということで。結果として、入札が成り立たない、1者では。不調ということになり、後日、その最低価格者とさらに話をし、町の予算合わせにしてもらった金額でいくらかまたさらに切ってもらって、特命随契で契約をされたということなんですけれども、まず聞きたかったんは、なぜこんなに差があるんだと。440万と730万。倍とは言いませんけれども、かなり差があるんです。ということは、設計が実勢価格に見合ってなかったんか、逆に、実勢価格でいけば、低いところはかなりダンピングをしているんか、その辺りをまずは検証されたんかどうか。

先ほど申しましたように、今回の事件を受けて来年4月から監視を行うセクションを 設けるとあるけれども、まだそれはないんですが、まず、その辺はどうなんでしょうか。 ○委員長(浅田晃弘) 野田次長。

○教育次長(野田泰生) ただいまのご質問でございますけれども、まず、入札を執行い たしまして、入札に際しましては、工事費内訳書を同時に提出を願っております。

今回、確かにご質問のとおり、入札価格につきましては大きな開きがございましたので、その辺につきましては内訳書のほうで確認することができますので、その内訳書を見ましたところ、基本的には、今回、空調設備ということと給排水設備があったことで、非常に電気のエアコンの空調設備のほうの見積りに頼る部分がございました。

内訳書を確認した結果、そこの一番大きな開きの要因となったところが、見積りに頼 るべき空調設備のところで大きな開きがあったということを確認いたしまして、併せて、 あと諸経費の考え方も若干、業者によりましては差があったいうことで、結果といたし まして、ご質疑ありましたとおり、開きが生じた結果となったところでございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 最近は、あり不落がないですけれども、建築は結構そういう形の、 見積り等で価格を入れて、そこによる差が出て開きがあるというのはよく聞きますけれ ども、今回余りにも元の金額からすればかなり差が開くようなことでなっているんで、 まずは検証されたということだったら、それはそれでいいですし、ただ、この設計の仕 方なんですけれども、入札で不調になってしまうような設計を請け負う業者、それが出 してくること自体はどうなんですか。

本来、その設計の金額の中で入札が収まらないとおかしいですよね。ところが、その うちの大半は、これは見積りで出してくださいと、実勢価格は分かりませんと、そんな 形の設計の組み方で、それでいいんですか。

- ○委員長(浅田晃弘) 野田次長。
- ○教育次長(野田泰生) 基本的な考え方でございますけれども、どうしても見積書に頼る部分につきましては、複数の、最低3者以上のコンサルタント、設計業者のほうも複数、3者以上のメーカーのほうから見積書を徴取いたしまして、その3者の中から、基本的には3者とった場合には最低価格、最低価格と合わせまして、あと、そこに入ってきます判断が市場価格との差ということを考慮いたします。最低いただいた見積りと市場価格との差を考慮いたしまして、最終的には、設計書の中におきまして金額を決定するような方法を取っております。

以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) ということは、これからもこういうことは十分起こり得るということなんですね。コンサルに設計を委託して、それなりの金額が出てきてもということなんでしょうか。
- ○委員長(浅田晃弘) 野田次長。
- ○教育次長(野田泰生) ただいまの件でございますけれども、本当に、非常に難しいと ころと感じております。

ですので、どうしても見積書に頼る部分につきましては、できる限り複数者から取る ことと併せまして、あと、市場価格という捉え方を今後どのようにやっていくかという ことには、十分、これまでの事例を検証する中で、今後の体制の中で検討していきたい と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○委員長(浅田晃弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 当然、設計の組み方、もうちょっと慎重に。

今回の事件の構図も、予算がこれだけしかないと、だからこれに合わせて設計してくれと、なおかつ、その設計で出てきた価格の90%で請け負うてくれというのが、今回の事件の概要ですよね。

だから、やはり予算の取り方もそうだし、設計の組み方、それを十分に慎重に、結果的には、多分、今の町の予算の組み方よりも上がることになると思うんですけれども、それが実勢価格であるならば、それはそれで当然仕方がないことやと思うんです。そこを予算合わせで何とかならんかというようなことでいくと、それで、最終的には最低価格者になおかつ泣きついて、言葉は悪いですけれども、もうちょっと予算に合わせてくれということで契約をするということになったわけです、これ。2学期に間に合わすという時間もなかった。

結局、だから、今回の事件と、お金の動きは、そういうようなことはありませんけれども、町のやり方、構図的にはよく似た部分があると思うんです。この辺りの意識改革、これをしっかりやってもらわないと、いろいろと再発防止策で言われておりますコンプライアンスがどうのこうのとか、やっぱり、問題は職員さんの意識改革という、そこが大事になると思うんですよ。

だから、その辺は慎重にやってもらいたいし、それこそ、いろんないい素案をつくってもらっても、結果的には画竜点睛を欠く、最後の詰めが甘いというか、ちょっと意味が違うかもしれんけれども、ことになりかねんなと思うんです。

それに関連して、ちょっと話が長くて申し訳ないけれども、素案の中で、個人の携帯電話、これを業務に使って業者とのやり取りをやっていると、この辺りについて、職員さんのアンケートではいかがなもんやというのがありましたけれども、そこらについても一切触れられていない。この辺は、やはり改めるべきというか、町のほうで公の携帯を渡すとか、何か考え、これもやっぱり意識改革の一つやと思うんですよ。そこら辺なんですけれども、その辺どうなんです。

- ○委員長(浅田晃弘) 山下副町長。
- ○副町長(山下康之) ただいまのご指摘等でございますけれども、やはりそれは職員に 意識を持って、常に、これはもう基本な状況の中で、個人の携帯問題についても、そう いった未然にしっかりと防止をしていく策としては、やはり公用の携帯というのも一つ の方法かというふうには認識しますけれども、ただ、今、それを持つと、もう24時間

全て縛られていると、こういう観点もある中で、業務については、やはり町の有線の電話がありますので、そういうのを使って対応、ただ、現場でのやり取りも出てくるかと思いますけれども、その辺については、今後また、いろんなそうした疑惑の起こらないような方策として検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

- ○委員長(浅田晃弘) 谷口委員。
- ○委員(谷口 整) 24時間、私も出せと言うたつもりはないんですよね。

やっぱり業務に必要な部分は業務用の携帯を渡し、私の携帯で業者とやり取りをする、 そういうようなことはいかがなもんやということを言うてるわけです。

当然、有線のほうでやり取りしたらいいけれども、現場行っていたらそんなわけにはいきません。

私も最近ちょっと気がついて、職員さんに電話するとき、携帯でかければ便利ですけれども、それはいかんと、公私やっぱり分けようということで、課のほうに電話をして、 誰々理事おられますか、課長おられますかということで、極力それはやめようというふ うに、それも私の意識改革でやっています。

ただ、時間外とか緊急を要する場合は、仕方がなく携帯でかけることがありますけれ ども、こんなこと、いろんなこういうことの積み重ね、意識改革をやっていかへんと、 絶対にこの問題、前向いて解決の方向に行かへんと思うんですよ。

いろいろとやられていますけれども、先般も、忘己利他、己を忘れ他を利するという 伝教大師の言葉で町長が答弁されましたけれども、これ、このまま行って、それこそ忘 己利他にならんようにしてほしいなということを申し上げておきます。その辺は答弁結 構ですけれども、言わんとしているところについては、ご理解をいただきたいと思いま す。

長らく申し訳ない。

○委員長(浅田晃弘) ほかにございませんか。

(発言する者なし)

○委員長(浅田晃弘) また素案等につきましては、町から報告書、町のまとめの報告書 提出ということになってくると思いますので、また素案に反映され、やっていただきた いと考えておりますので、またそのときには、その計画書をまたお示しいただきますよ うお願いをいたしておきます。

ほかございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(浅田晃弘) ないようですので、日程第2、その他について終了いたします。 本日は、付託議案1件について、無事に審査を終了できましたことに御礼申し上げます。

以上で、重大事件等調査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉 会 午前11時46分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

重大事件等調査特別委員会委員長 浅 田 晃 弘